

社会福祉法人みなかみ町社会福祉協議会役員等の報酬・費用弁償等に関する規程

目 次

- 第1条 (趣 旨)
- 第2条 (役員等)
- 第3条 (報酬等の支給)
- 第4条 (費用弁償)
- 第5条 (報酬等の支給方法)
- 第6条 (公 表)
- 第7条 (改 廃)
- 第8条 (補 則)

附 則

(趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人みなかみ町社会福祉協議会（以下「法人」という。）の定款第25条の規定に基づき、役員等の報酬及び実費弁償費に関し必要な事項を定めるものである。

(役員等)

第2条 前条に規定する役員等とは、理事及び監事をいう。

(報酬等の支給)

第3条 法人の役員等の報酬の額は、別表のとおり報酬・費用弁償等を支給する。

2 前項の規定に関わらず、次の各号に該当する職にある者には、報酬を支給しない。

- (1) みなかみ町議会議員
- (2) みなかみ町職員
- (3) 上記の第1号、第2号に準ずる者

(費用弁償)

第4条 役員等の費用弁償は、社会福祉法人みなかみ町社会福祉協議会の役職員等旅費規程に基づき支給する。

(報酬等の支給方法)

第5条 役員等に対する報酬等の支給時期は、別表のとおりとし、報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(公 表)

第6条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬の支給の基準として公表するものとする。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補 則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

附 則

1. この規程は、平成29年4月1日から施行する。
2. 役員等の報酬及び費用弁償規程（平成26年4月1日制定）を廃止する。

別表				
役員	内容	金額	支給方法	備考
会長	日額	5,000円	金融口座振込 又は現金	定期出勤毎週2日（火・金）午前中 その他必要に応じ随時
副会長・理事	日額	2,000円	現金	会議等の出席日額
監事	日額	2,000円	現金	同上